

令和3年12月 2日

保護者のみなさまへ

大宜味村立大宜味中学校

校長 具志堅 仁一

(公印省略)

「冬服への調整期間」及び「防寒対策」について(お知らせ)

朝夕の冷たさに冬の訪れを感じる頃、保護者のみなさまはいかがお過ごしでしょうか。日頃から本校教育活動推進へご理解・ご支援、本当にありがとうございます。

さて、「夏服から冬服への衣替え調整期間」を下記の通りとします。また、コロナ禍で教室等の換気を行う必要から、昨年同様、下記の「防寒対策」を行います。保護者のみなさまの、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 「冬服への調整期間」について

(1) 衣替え調整期間を延長する

令和4年3月までの期間、気候の変動や各自の体調を考慮して、夏服と冬服を併用していく。

(2) 延長する理由

- ① 近年の気候変動により、冬服の衣替えの時期が判断しづらくなっている。急に、暑くなった場合に、逆に体調を崩す原因になることがある。
- ② コロナ禍で、室内の換気をこまめに行う必要がある。その場合、体感温度には個人差があり、学校で、夏服と冬服の期間を区切って分けることが難しい。

2 「防寒対策」について

(1) 「スカート」着用の場合、寒さを防ぐことが難しいと感じた場合は、

①防寒のための肌着(スパッツ・タイツ)の着用を認める。 ②指定ジャージ着用を認める。

(2) 着用を認める理由

- ①県内でも、急激に冷える日がある。また、室内の換気を行うことにより、体調管理が難しくなると予想される。特に、「スカートを着用」した場合は、防寒が難しいと考えられる。

(3) 注意点

①行事などによっては、全員が冬服を着用する場合があります。

(例えば、高校入試や終業式・始業式、全体集会や校外での行事・学習など。)

②ジャージを着用する場合、中には体育着やオリジナルTシャツ、厚手の長袖のシャツ(白・黒・紺・灰色など)の着用も可とする。(※フード付きのものは不可)

③スパッツ・タイツの色は黒・紺とする。

儀式的行事も着用を認める。(白靴下を履かなくてもよい)

④スカート着用時に、ジャージの下を着用することは認めない。